

## 意見陳述書

2018（平成30）年7月25日

原告 伊藤 千代子

1 私は、糸島市議会議員の伊藤千代子です。平成10年に初当選し6期目、20年になります。市が、簿価5億円という二丈温泉きららの湯（行政財産）を、日食システムに無償譲渡した唯一の法的根拠は、地方自治法96条による議会の議決です。よって、この議決の違法性について、意見を述べさせていただきます。

2 きららの湯の民営化が、議会で初めて言及されたのは、平成24年6月議会です。ある議員が、「公共施設の有効利用には、民間の期待がある」と述べたのに対し、当時の副市長が、「民間委託等も踏まえて、今後検討する」と答弁しました。議員は、「老朽化の話もある。10年もたつといろんなところが壊れたり機械を変えたりしなければならない」とも述べました。しかし当時、本館は築9年、新館は築2年で、私は老朽化の話を聞いたことがありません。

それから4年後の平成28年3月議会で、市は突然、きららの湯を民間に無償で譲渡すると発表し、移譲先選定の予算を計上しました。資産価値を聞くと、2億7千万円と答弁しましたが、不動産鑑定をしていないため、信用できません。

その1か月後の4月13日、私が所属する建設産業常任委員会で、市は「きららの湯の移譲の件で6業者に声をかけた」と報告しました。5社は市内でプールや温泉を経営している業者で、残る1社の日食システムは、きららの湯で1年前に食堂を始めたばかりの業者です。会社設立1年の社長に、「あなたがテナントを出しているきららの湯を、建物ごとすべてタダでやるから経営してみないか」ともちかけたのですから、まさに常軌を逸しています。

この時、議員に配布された資料には、応募資格に『当該施設において、施設の運営と連携した事業運営を行っている法人』と書いてありました。そんな法人は日食システム以外になく、日食システムの応募を可能にするため、市が応募資格を作成したのは明白です。

3 しかし日食システムには、なお問題がありました。健康づくり課が作成した募集実施要項は、法人の経営概要が分かる書類（直近3年度分）を添付するよう求めて

いたのに対し、会社は、応募時、設立2年0か月で、事業報告書や貸借対照表、損益計算書等の重要書類を1年度分しか提出できなかったのです。

市が、直近3年度分の経営概要を求めるのは、市民に代わって契約を結ぶ市の責務として、法人の経営や実績を客観的に審査する必要があるからです。必要な書類を添付できないとき、業者は普通、申請を諦めます。行政は例外を認めず、申請書作成の作業や費用が無駄になってしまうからです。

生活保護であれ、入札であれ、職員採用であれ、申請において最も大切なのは、公平性です。要件を満たさない不備な申請や、申請書に必要な書類が添付されていない申請について、行政は許認可等を拒否しなければなりません。しかし市は、経営実績が1年しかないとわかっていた日食システムに、「応募しないか」とわざわざ声をかけ、形式上の要件に適合しない申請を受理して審査し、合格にしました。行政手続きの公正性、平等性を疑わざるを得ません。

- 4 平成28年7月、市は、きららの湯の移譲先選定委員会を2回開き、日食システムを移譲先に選定しました。しかしこの審査は、7人の委員のなかに、副市長、部長、課長と3人も市の幹部が入っており、まったく信用できません。

当時の副市長は、平成24年2月3日、別件の林間施設の指定管理者選考会において、部長、課長とともに、設立されていない会社を「ある」と偽って記載した公文書を選考委員に配布し、存在していない会社に点数を付けて合格にする、「ヤラセ」と市民から指摘されても仕方のない手法を用いました。

会社が設立されていないのに、どうやって業者選定をするのか？その手法は、法人選定の審査項目から、法人の実績、経営概要をはずし、事業計画や経営方針などの項目で審査します。利害関係者に都合の悪い書類は、見ないのです。日食システムの審査も同様でした。きららの湯で2年間、食堂を経営したというだけの実績で、決算書類は1年度分、それも赤字で、負債もあったからです。

選定委員会の会議録によれば、1回目は現地視察が主で、2回目は面接審査（プレゼンテーション）と書類審査でした。審査項目は、熱意、経営方針、事業計画、収支計画書と移譲後の計画ばかりで、実績、決算概要は審査項目に入っていません。

つまり市は、きららの湯の民間への譲渡を、「大規模改修に費用がかかる」と議会で何度も説明しながら、移譲先法人の経営状況については一切、無視しました。

議会の審査手法も同じです。平成28年9月議会で、きららの湯の無償譲渡に係る議案第85号を審査したのは市民福祉委員会で、委員長は平成24年6月議会で民営化を検討する答弁を引き出した議員その人でした。9月議会最終日、採決前の

委員長報告で当該議員が、「移譲先法人については、事業計画と収支計画について審査した」と述べましたが、まさにその通りで、会社の経営状況がわかる書類は、委員会に出されてもいなかったのです。市民福祉委員会は、きららの湯の現地調査をせず、無償譲渡する財産を確認もしていません。

重大なのは、市が議案の説明において、日食システムが添付書類を提出できなかったこと、決算が赤字で負債があることを、議会にまったく説明しなかった点です。判断の過程において考慮すべき点をまったく考慮せず、その結果として行われた議会の意思決定は違法ではないでしょうか。

- 5 法人の実績、経営状況を無視して、計画と熱意だけで審査したため、失敗した事例が現実にあります。前市長は平成24年3月議会に、二丈木の香ランドキャンプ場等の林間施設を10年間、民間業者に無償貸付する議案を提出しました。私が議会中に登記簿を調べると、その会社は議会の始まる1週間前に設立されたばかりで、業者募集のときも、業者選考会のときも存在しておらず、「会社が応募してきた」という市の説明は虚偽でした。私は採決前の反対討論で、この会社が議会直前に設立された会社で、今資金を集めている最中であること、所管の委員会には何一つ客観的データ、資料が出なかったと訴えましたが、議案は賛成多数で可決しました。その会社は、契約後2か月で財政難に陥り、市は解約しました。

今回の日食システムは、応募時、設立2年0か月で、会社が存在しないよりマシだったとはいえ、応募資格に欠けていたのは同じです。日食システムがプールや温泉経営にふさわしい実績をまったく持たず、赤字で負債があったという重要な事実を、市は無視し続けました。糸島市には、法令にのっとって市の財産を適切に管理しようとする責任がまったく感じられません。

- 6 地方自治法は、行政財産を適正な対価なく貸付、譲渡することを禁じています。適正な対価なくして貸付、譲渡するときは、議会の議決が必要です。市が平成19年から平成27年にかけて行った無償譲渡4件、無償貸付1件の合計5件は、議会で議決しましたが、昨年調査して、3件は応募のときも業者選定のときも契約相手法人は存在しておらず、2件の無償譲渡は議案を議決した時点でもなお存在していなかった事実が判明しました。私は自分がこのような議案に賛成したことを初めて知りました。また5件すべてで申請書、決定書、議案、議事録、契約書等に法人名、住所、設立年月日、契約内容等に明らかな誤りがありました。

現市長は、平成27年の無償譲渡に続き、平成29年4月1日、きららの湯と神

在保育所の二つの財産を、民間に無償譲渡する契約を結びました。今回、共通するのは、どちらの契約相手方法人も応募資格がなかったということです。

神在保育所を無償譲渡する議案第17号の契約相手方法人は、私権の設定が禁止された行政財産（地方自治法238条4）を事務所所在地として設立登記していました。昨年調査すると、市は、保育所の移管先法人を募集しながら、個人の応募を認め、法人格のない設立準備会を契約相手方に決定し、その後、行政財産に社会福祉法人を設立登記させ、議案に記載していました。

きららの湯の移管先募集について、直近3年度分の経営概要を市が応募者に求めたのは、最低でも4年以上の経営実績が必要であることを意味します。私が、「日食システムは、経営概要を1年度分しか出していない。募集要項に書かれた添付書類は、出しても出さなくてもいい書類なのか」と質問すると市は、「会社の設立年数は条件としていない」と答弁しました（平成28年12月議会）。市が自ら作成した要項を守らなくてもいいのでしょうか。

日食システムは添付書類を出せないのが分かっているながら、平成28年6月17日付の申請書には、「募集要項に基づき応募します。応募に際し応募要件を満たしていることを確約します」と書いています。市は、この明白な誤りを、申請から契約まで一貫して黙認してきました。

7 日食システムに応募資格がなかったこと、経営が赤字で負債があったことについて、市は議会への説明責任をまったく果たしませんでした。よって、きららの湯の議決には、重大な瑕疵があります。無償譲渡による市の損失はばく大で、市民福祉の向上という地方自治法の本旨を大きく逸脱しています。

つまりこの議決は、形式上は合法的に見えても、実態は真実が歪められた議決です。市の行政財産の無償譲渡は、市の説明責任と議会での慎重審議が充分行われてこそ有効とされるべきで、そうでない議決は無効とすべきではないでしょうか。

健康ふれあい施設、きららの湯は1日に27トンの湧水量を誇り、年間17万人が利用する全国有数のラドン温泉でした。市民の交流とふれあい、健康づくりの拠点として愛されてきました。それを無駄な迷惑施設のようにタダで手放した市を許すことはできません。せめて簿価5億円にふさわしい適正な対価で譲渡されていたら、貧困で苦しむ市民を、どれだけ救うことができたでしょう。裁判官の皆様には、どうか、常識と良識あるご判断を、心からお願い申し上げます。

以上